

平成23年12月21日原案可決

意見書案第9号

平成23年12月12日提出

提出者 松山市議会議員 川 本 光 明
池 本 俊 英
八 木 健 治
松 岡 芳 生
土井田 学

国に対し「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

国に対し「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を次のとおり提出する。

記

国に対し「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

先般の東日本大震災、また、尖閣諸島沖での中国漁船領海侵犯事件、北朝鮮による砲撃や核兵器開発等、近年我が国の国益や国民の安全を脅かす事態が相次いでいる。

今回の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故における我が国の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国内外に広く知らせる結果となった。一方、世界の多数の国々においては、大規模自然災害発生時に「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下、迅速に対処している。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとする、災害地で初動対応する自衛隊、警察、消防等が部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用等に手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果として、更に被害が拡大することとなる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものであり、外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害への対応を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月20日には、自民、民主、公明の三党により、国と国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に国として迅速かつ適切に対処するため「緊急事態基本法」の制定について合意がなされたが、未だ制定の見通しは立っていない。

よって、国におかれては、我が国の安全保障体制を確立し、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
国家戦略担当大臣